

韓国国立中央博物館所蔵

アンペラ文書についての覚え書き

大津 透

はじめに

筆者は、かつて榎本淳一氏とともに、龍谷大学所蔵の大谷探検隊トウルファン将来の大谷文書のうちのアンペラ痕のある、いわゆるアンペラ文書群の復原作業を行なった⁽¹⁾。それが唐儀鳳三年(六七八)度支奏抄・四年金部旨符という、唐代に中央政府が全国の州県に下したいわば予算の指示であり、それを受理した西州が施行するために作成した写しであることを明らかにし、さらに一九七〇年代に中国側が発掘したアスターナ二三〇号墓の文書と接続して一連の文書であり(理由は不明だが二二五墓の二断片とも一連である)、現在中国で二三〇号と番号を付された張礼臣の墓に副葬されていた反故文書であったことをのべた。

これらは墓中のミイラを横たえた、あるいは何らかの用途に利用されたアンペラ(蓆)に貼られた紙である。ところで、韓国ソウルの国

立中央博物館には、美術資料を中心に大谷探検隊の西域将来品が収蔵されているが、その中に考古資料の一つとしてアンペラそのものがあり、しかもそこには紙(文書)が貼られていることが、日本でも龍谷大学関係など一部の人の間では知られていた⁽²⁾。筆者も私的にその写真を見せてもらったことがあり、それがおそらく大谷文書と一連の文書であると推定し、一日も早くソウルで調査が進み、成果が何らかの形で公表されることを待ち望んでいたのである⁽³⁾。

昨年、畏友である任大熙氏(慶北大学校教授)を通じて、その閲覧や調査が可能であるか問い合わせたところ、同氏の御高配により、国立中央博物館金在弘氏から同館編集発行の『美術資料』五六号(一九九五年十二月発行)の恵投をうけた。そこには、驚いたことに、関丙勲、安秉燦氏による「国立中央博物館所蔵トウルファン出土文書管見」と題する論考がのせられていて、同館蔵のアンペラの鮮明な写真がのせられ、紙背から解読した(赤外線写真も利用している)以下あげる釈文が掲載され、簡単な文書内容の説明が付され、また文書の紙

質と付帯している赤色絹の分析がなされていたのである。文書の新発見による今後の研究はもちろん期待されるが、アンペラそのものや、絹の分析を通じての副葬形態の復原研究に、一層の研究の進展が期待されるだろう。

幸い本誌に紙幅の余裕もあるので、関・安論文で紹介された文書釈文を日本の学界に紹介し、あわせて現在わかる範囲で若干の私見を加えてみたいと思う。いうまでもなく、文書の実見と調査なしでは何も始まらないので、これは将来の実見の機会を期待しての、現段階でわかり考えたことのメモにすぎない。一日も早く環境が整い、最終的にはアンペラから文書をはがしての調査が行なわれることを望んでおり、また可能であればできる限りの協力をしたいと考えている。

一、文書の釈文と追加

今回発表された釈文は、同論文一六七頁より忠実に移録すれば、次のとおりである。

- 1 □ 廣交都督府庸調□□
- 2 圖罔有路程遠若仍委府圖
□ 詎具頭色目便申所圖
有乘物請市輪細好物遞圖
- 3 圓色目申度支金部□□
- 4 嶺南諸州折納米粟及雜種
下□處不堪久貯者不得多
- 5 一 隄廣二府受納諸州課稅者
□ 罔用外遞送納東都□□

10 □ 在府北□庸調器物圖送

11 圖便留州貯運次隨送不

12 圖令勞擾每年請委錄事

13 □ 納如其缺乘便申金部度

14 □□

15 一 都督府管内諸州有兵

16 □□□

さらにアンペラの状況を示す写真（原論文一六八頁の図12）を転載しておこう。このアンペラは、一六cm×四九・三cmであり、写真からわかるように文字が紙背から読みとることができ、これを肉眼と赤外線写真で判読したのが、右の公表された釈文である。なお、これは紙二枚が貼り合わされていて、その内側つまりアンペラに接している側の紙については、文字はあるが現状では判読することは不可能である。またアンペラの裏面は、写真を見ると、紙が複雑に折りこまれていて文字はないようだが、文字の有無の確認と表側文書との関係については、一層の調査が必要であろう。

さてこの文書の写真をみて気付いたことだが、文書左側の欠失部（写真では右側になる）は、紙形と文字・文章の一致から、中国側が発掘した、二三〇号墓出土の「唐儀鳳三年尚書省戸部支配諸州庸調及折造雜練色数処分事条啓」の文書断簡(□)の右側に接続する（この断簡は旧稿ではHとしたもの。写真は『吐魯番出土文書』（図録本）肆「文物出版社、一九九六年」六七頁にのせられている）。

したがって、H断簡と並べて釈読することで、文字配りなど改めることができ、また釈読に疑問があるものは訂正案をあげたのが左にある釈文（案）である。原アンペラに貼られた紙には、下部になお本



国博所蔵トゥルファン出土文書（前面）

来五cm程度の紙があつたことがわかるので、この釈文では一応とりあえず各行五字分の欠失を想定した。

釈文(案)

(前 欠)

- 1 廣交都督府庸調
- 2 關州有路程遠若、仍委府同
- 3 訖、具顯色目便申所圍
- 4 有乘物、請市輕細好物通送
- 5 顯色目申度支金部。
- 6 嶺南諸州、折納米粟及雜種
- 7 下濕處不堪久貯者、不得多
- 8 關廣二府受納諸州課稅者、
- 9 供用外、並通送納東都、
- 10 在府北 庸調關物圍
- 11 圍、便留州貯運次隨送、不
- 12 關令勞擾、每年請委錄事
- 13 納、如其欠乘便申金部度
- 14
- 1H 交州都督府管内諸州、有兵
- 2 料、請委交府、便配以南諸州
- 3 糧外、受納通送入東都。其欽
- 4 非所管、路程稍近、遣与桂府及欽州相知、
- 5 准防人須糧支配使充、其破用見在數、与計
- 6 帳同申所司。

(後 略)

なお現状では読めない内側の文書は、当然二三〇号墓の(一)、旧稿によればH断簡の右側に接続することになる。今後の調査に心から期待したい。

二、内容について

最後に、不明な部分が多く、今後の検討が必要であるが、今回復原した部分の内容について簡単にふれておきたい。

釈文にあげた20行の内容は、すべて桂州・広州・交州各都督府と嶺南諸州に関するものであり、嶺南道の税物、調庸制に関わる規定であり、まとまっている。

第1条(1〜5行)は、諸州が調庸を広・交(および桂か)各都督府へ納入する全般的規定かと考えられる。路程(各都督府までの?)が遠ければ、府司に委ね、納入する色目を所司に報告する。もし余剰があれば、「輕細好物」に交易して通送し、数量や品目を度支・金部に報告するの意味かと思われる。

第2条(6・7行)は、嶺南諸州が米粟やその他の穀類に折納する規定で、多湿で貯蔵に適さない地域では多く……してはいけない。なお原釈文は7行2字目を読んでいないが、『新唐書』卷五一食貨の、常平倉を置いた記事に「下湿之地、粟藏五年、米藏三年、皆著于令」とあるように「下湿」は律令用語であり、写真からも「湿」と読むべきだろう。

本条は、唐令拾遺賦役令七条の、

諸嶺南諸州、税米上戸一石二斗、次戸八斗、下戸六斗、若夷獠之戸、皆従半輸、

とある嶺南税米の規定である。これについて、嶺南は調庸制適用外地域であり、地方税であると考えられる説⁽⁴⁾や、租の折納であるとする説⁽⁵⁾など、理解がわかれている。本史料から、税米が中央政府の税であることがわかり、また嶺南諸州が調庸を納入していたことも疑いない。あるいは嶺南道の中でも州ごとに調庸を納める州と税米を納める州とが分かれていたのかなど、なお検討の余地は大きい。

第三条（8～14行）は、桂州・広州両都督府が受納した管下諸州の課税（租庸調と税米か）の取り扱い規定である。必要な部分を除いて東都洛陽へ運送するようにとのべていて、不明な部分も多いが、州に留めておく必要に応じて送納し、民衆の迷惑にならないようにし、不足や余剰が生じたら金部・度支に報告するようにと規定している。

なお「勞擾」は、養老賦役令34車牛人力条にみえる律令用語で、「令義解」は「不明・期会、妄動・人民之類也」と注釈している。

第四条（H1～6条）は、第三条と対になり、嶺南道のうち交州都督府分の規定である。旧稿二二頁では、「おそらく交州都督府下の防人粮米を交府に委ねて「以南諸州」に分配して徴収し、残りを中央に租税として送る規定と推測できる。3行目以下、欽州の安海県は、西方の交州の所管外だが、近いので北方の桂州都督府や欽州と共に検じ、「防人須粮」と同様に交州で徴収して用いる。交州はその使用量と残高を計帳と同時に中央官司に報告させる規定か」とのべたが、今回1行目が補われ、ほぼ同じ解釈が維持できると思われる。なお旧稿で、本条で問題となっている租税は米であり、嶺南税米をさし、嶺南は租庸調制適用外地であり米を徴収したと記した点は、前述のようになお

一層の検討が必要である。

さらにこのあとには、省略したが、二条（5行）において、旧第四条（H12～19行）に、江南・嶺南などの庸調を揚州都督府（淮南）へ送納し、そこから楊府が綱典を差して部領させ、官船等により洛陽へ転運する規定がある。つまり、嶺南道の調庸について、諸州から桂広交府への納入、桂広府および交府での扱いと送納、さらに揚州から東都への送納と、順に洛陽にいたるまで論理的に条文が配列されていたことがわかるだろう。

註

(1) 拙稿「唐律令国家の予算について」〔史学雑誌〕九五―一二、一九八六年、以下旧稿とはこれを指す、大津透・榎本淳一「大谷探検隊吐魯番将来アンペラ文書群の復原」〔東洋史苑〕二八、一九八七年、拙稿「大谷・吐魯番文書復原二題」〔唐代史研究会編「東アジア古文書の史的研究」刀水書房、一九九〇年〕、「唐儀鳳三年度支奏抄・四年金部旨符補考」〔東洋史研究〕四九―二、一九九〇年

(2) 大谷探検隊収集品の分散の行方については、藤枝晃「大谷コレクションの現状」〔龍谷大学三五〇周年記念学術企画出版編集委員会編「佛教東漸」思文閣出版、一九九一年、初発表一九八九年〕参照。韓国国立中央博物館所蔵品については、同館編「中央アジアの美術」〔日本語版、学生社、一九八九年〕を参照。

(3) 一九九八年九月の唐代西域文明―安西大都護府国際学術討論会には、金英鎮「韓国国立中央博物館所蔵吐魯番文書」という報告があったが、論文自体は未公開である。

(4) 日野開三郎「唐の賦役令の嶺南税戸米」〔日野開三郎東洋史学論集〕

12、三一書房、一九八九年、初発表一九八四年

(5) 李錦繡『唐代財政史稿(上卷)』(北京大学出版社、一九九五年)、六

一四—一六二〇頁。

〔付記〕 なお本稿は、平成十二年度科学研究費特定領域研究A「古典学の再

構築」B02班公募研究「日本における唐律令・礼の継受と展開」の成果の一部である。